

奄美市と畜場事業経営戦略

団 体 名 : 奄美市

事 業 名 : と畜場事業(法非適用)

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

※複数のと畜場を有する事業にあっては、と畜場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	※地方公営企業法の適用を予定している場合は 予定年月日を記載すること。 法非適用	事 業 開 始 年 月 日	昭和47年9月1日
職 員 数	1 人		
広 域 化 実 施 状 況	※過去に他と畜場との統合等による広域化を実施した場合は、その概要及び実施年度を記載すること。		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	清掃作業、設備・機器保守管理業務等について、民間に業務委託している。	
	イ 指定管理者制度		
	ウ PPP・PFI		

(2) 料金形態

※獣畜ごとの状況が分かるよう記載すること。なお、近隣と畜場(民設含む)に比較して減免を行っている場合は、その点についても記載すること。

と 畜 場 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え の 方	<p>【概要】令和5年度まで 通常料金 豚:2,200円/頭 山羊:1,091円/頭(税抜き) 令和6年度以降 通常料金 豚:5,500円/頭 山羊:7,100円/頭(税抜き)</p> <p>【考え方】令和5年度までは現行使用料とし、令和6年度以降の使用料に関しては、年間運営費における1頭あたりの費用を獣畜ごとに積算後、総運営費における人件費以外の費用を按分し算出している。今後、実績に伴い奄美市名瀬食肉組合との協議のうえ、適正な使用料を検討していく。</p>
と 殺 解 体 料 の 概 要 ・ 考 え の 方	<p>【概要】令和5年度まで 通常料金 豚:728円/頭 山羊:1,091円/頭(税抜き) 奄美市名瀬食肉組合で徴収 令和6年度以降 通常料金 豚:4,100円/頭 山羊:5,300円/頭(税抜き) 奄美市の方で徴収予定</p> <p>【考え方】令和5年度までは、奄美市名瀬食肉組合の方で徴収しているが、令和6年度以降は新食肉センターの運用に伴い解体料も奄美市で徴収予定。 令和6年度以降の料金に関しては、年間運営費における1頭あたりの費用を獣畜ごとに積算後、総運営費における人件費を按分し算出している。今後、実績に伴い奄美市名瀬食肉組合との協議のうえ、適正な解体料を検討していく。</p>
そ の 他 料 金 の 概 要 ・ 考 え の 方	【考え方】運営協力金の設定を検討する。
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	<p>現行 平成22年4月1日</p> <p>次期 令和6年4月1日</p>

(3) 現在の経営状況

年間処理実績 (頭) ※過去3年度分 を記載	年度	牛	馬	豚	子牛	山羊	合計
	H30	0	0	838	0	242	1,080
	R1	0	0	795	0	265	1,060
	R2	0	0	783	0	213	996
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H30		90%	R1	90%	R2	90%
経費回収率 ※過去3年度分を記載	H30		27%	R1	25%	R2	26%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H30		73%	R1	75%	R2	51%
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	H30		0%	R1	0%	R2	0%

【上記の収益、資産等の状況を踏まえた現在の経営状況の分析】

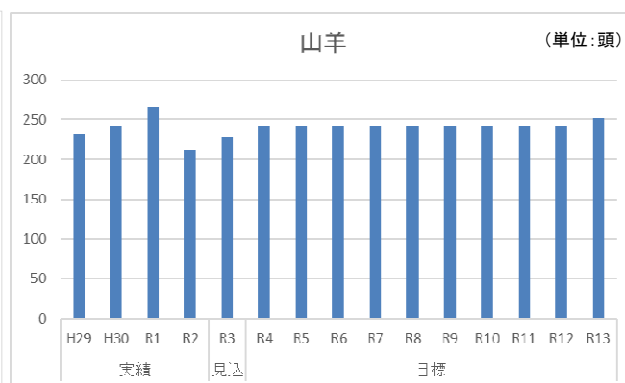
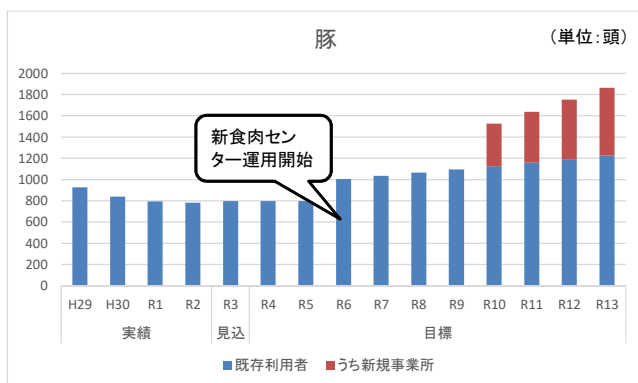
奄美市と畜場事業は、経営収支比率及び経費回収率は100%を下回り、他会計補助金比率が大きいことから、一般会計からの繰入金に依存した経営状態である。
年間処理実績は豚山羊共に減少傾向にあり直近では年間処理頭数が1,000頭を切っている。
また、施設利用者も高齢化が進み年々廃業している状況である。
なお、令和6年度供用開始予定であり、既存施設は全て除去を予定しているため、有形固定資産減価償却率の記載を省略している。
企業債残高対料金収入比率の記載は、建物の費用を市が負担しているため、0としている。

2. 将来の事業環境

(1) 処理頭数の見直し

豚に関して
新施設の建設にあたり平成29年度及び令和1年度に法人事業所への増頭計画に関するアンケート調査を実施し、その数値を基にしている。
現施設は建設が昭和47年と耐用年数を大幅に過ぎており、衛生面に課題が多いため、事業所として豚のと殺利用者は限られて、ほとんどが個人事業主の利用のみとなっており、高齢化に伴い、年々利用頭数も減少傾向である。
また、現在法人として豚を飼育している事業所は、3社あるが、現施設の処理能力及び衛生管理の観点からあまり利用しておらず、奄美で畜産後、と畜加工を鹿児島本土へ輸送し、逆輸入している状態である。
新施設の建設により、ある程度の基準の食肉処理加工をできることで、島外へ輸出していた豚の分を誘致でき、地産地消できると思われる。

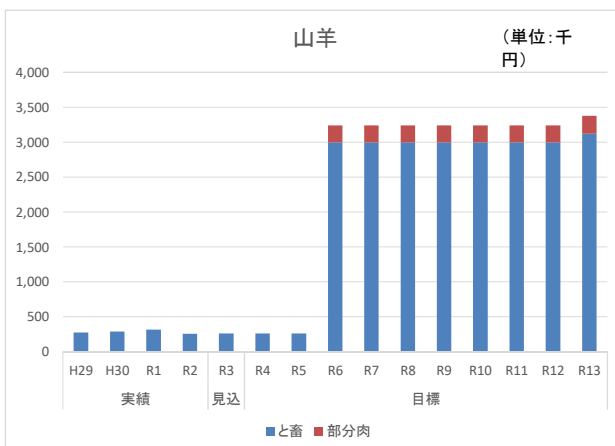
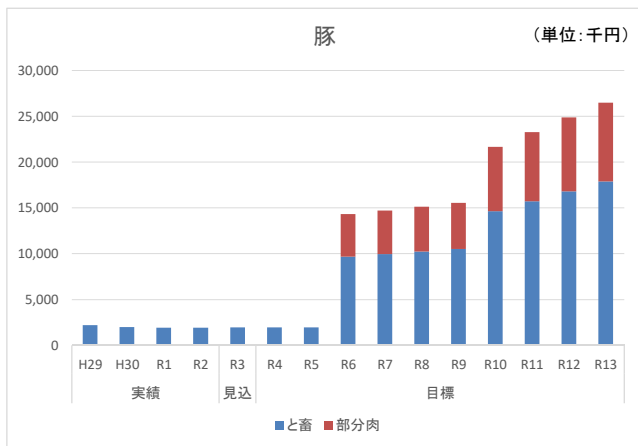
山羊に関して
山羊に関しては毎年240匹程度と一定の推移で利用されている。性質上、豚のように大規模な畜産というよりは、小規模の個人が数匹程度飼育し、都度消費している傾向が強い。
よって、新施設の建設により大幅に利用頭数が増えるというよりは、一定数同じ基準で進むのではと想定している。



	実績				見込			目標									
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
豚	926	838	795	783	798	798	798	1006	1036	1066	1096	1526	1639	1752	1865		
山羊	232	242	265	213	216	216	216	242	242	242	242	242	242	242	252		

(2) 料金収入の見通し

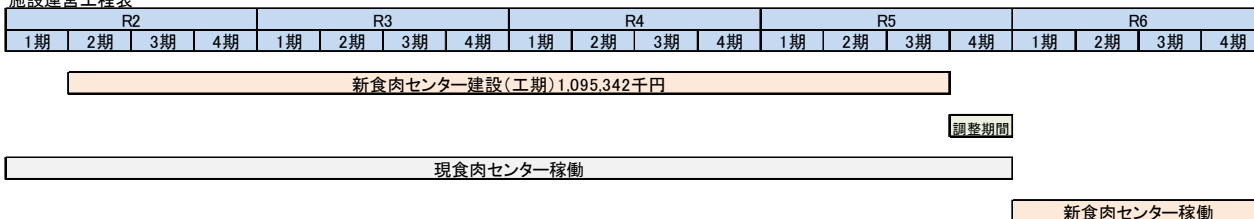
現施設では、使用料の料金は従来通りとし、解体料は食肉組合が徴収し作業員を雇用する形態を考えているが、新施設では使用料及び解体料を1本化し、市が徴収する予定である。
 これにより令和6年度以降から料金収入は増加すると想定している。
 料金の1本化の理由としては、処理頭数の減少により解体料のみで食肉組合が、作業員を雇用することが困難となったため、一般会計繰入金が必要となってきたためである。
 また新施設では、処理能力が部分肉加工まで向上するため、使用料及び解体料の増額その他、別途部分肉加工手数料を徴収できる見込みである。
 料金設定に関して、新施設は、運営費及び設備機器更新に係る積立金の合算額で設定しているが、料金改定に関しては、利用者と協議の上、慎重に検討する必要がある。



(3) 施設の見通し

現施設は昭和47年に開設しており、耐用年数を大幅に経過しているため、毎年の修繕費が増加している状況である。
 開設当時の処理能力は大動物(牛や馬)5頭/日、小動物(豚、山羊)85頭/日であり、年間処理頭数が10,000頭を超える時期もあったが、現状では最盛期の10分の1ほどの利用頭数となっている。
 また、令和3年6月1日から義務化されているHACCPに沿った衛生管理の制度化により、より衛生的な施設運営が求められてきているため、新施設を令和6年度から運用開始を目標に、建設を進めている状況である。(総事業費1,095,342千円)
 新施設では、既存施設と比較し、よりコンパクトな設計を基本とし、処理能力も小動物(豚、山羊)25頭/日のみとして設計している。
 また、冷蔵施設および、部分肉加工施設も併設し、衛生面や輸送面でも効率化を図れる施設として建設予定である。

施設運営工程表



(4) 組織の見通し

現在、多くの業務を奄美市名瀬食肉組合へ委託している状態である。奄美市名瀬食肉組合で作業員を雇用しているが、現在従事者が高齢であるため、作業がままならず、豚や山羊を持ち込んだ精肉業者の協力のもと作業している。
 新食肉センターでは衛生管理のために、作業従事者を限定して作業を進めていく予定であるため、運用開始される令和6年4月までに作業従事者を順次雇用・教育していく必要がある。
 また、と畜場の運営に関して、と畜場法上で作業衛生責任者及び衛生管理責任者を常駐させる必要があるが、現在両資格を有している者は奄美市名瀬食肉組合員1名のみのため、施設の運営や設備の保全に向けた専門的な技術・技能の人材育成が急務となっている。

3. 経営の基本方針

と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づき、食用に供する目的をもって獣畜を適正に処理し、島内の食肉流通の円滑化及び公衆衛生の向上並びに増進に寄与するとともに、施設を常に良好な状態において管理する。
 離島という限られた地域において、島民が安心・安全に食材を確保できるための重要な施設であるが、利用頭数が本土と比較し少ないため、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況である。
 新施設建設に係る費用は国庫補助金及び起債を活用し、自主財源の軽減を図るとともに、維持管理に関しては、経費削減、適正な使用料等の確保に努め、少しでも繰入を減らせるよう検討する。
 新施設の運用開始に伴い、と畜作業における衛生面の見直しを図り、販売経路の拡充を試みるとともに、島内の地産地消に寄与する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

- (1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	<p>現施設は耐用年数も超過しており、内部の設備も含め老朽化が顕著である。そのため、新たな施設の建設を令和2年度から実施しており、令和6年度運行開始を目指している。また新たな施設に関して現施設の跡地ではなく、他4町村が利用しやすいよう奄美大島の中心付近へと移転した点や、温度管理等の衛生基準を遵守する設備を導入することで、利用頭数の増加を目標としている。</p>

投資について、総事業費1,095,342千円で新施設を建設中であり、令和6年度からの運用開始を目指している。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	<p>料金体制に関して、現施設では、使用料の値上げは困難であるが、新施設運用後は、利用頭数及び使用料の増額、解体料の徴収を目標とし、一般会計からの繰入金の減額を目指す。</p>

・建設費
令和6年度運用開始を予定している新施設の建設費は、総事業費の2/3を国庫補助で活用し、残り1/3をと畜場債及び一般会計繰入金を利用する予定である。

・料金
現状の営業収益は25%程度となっており、料金体制のみでの経営は厳しい状況といえる。新施設運用開始後は、施設の処理能力の向上に伴い、料金体制を見直すことで、経費回収率を75%程度まで上昇(営業収益の上昇)できるよう見込んでいる。
具体的には、現施設では、営業収益は使用料のみであるが、新施設では、使用料・解体料及び部分肉加工料を徴収することで、営業収益の増加を試みる。

現施設:使用料のみ徴収 豚:2,200円/頭 山羊:1,091円/頭(税抜き)
作業内容:と畜のみ(解体料は食肉の方で徴収)
新施設:使用料+解体料を徴収 豚:9,600円/頭 山羊:12,400円/頭(税抜き)
作業内容:と畜及び部分肉加工 部分肉加工手数料 豚:190円/kg 山羊:670円/kg(税抜き)
※(ただし、新施設の料金に関しては議会の決議事項であるため、あくまで予定である)

・繰入金
現状の他会計補助金比率が75%程度であるが、新施設運用後は25%を目指す。
離島という土地柄、と畜場の利用頭数や飼育頭数が本土と比較し、かなり少なく、料金体制のみでの経営は困難であるため、引き続き一般会計繰入金が必要である。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・委託料
現施設では、電気工作保安管理業務及び維持管理及び清掃運搬業務をそれぞれの専門業者へ委託している。
令和6年度以降の新施設では、上記の委託業務内容が大幅に変更するとともに、新たにポイラー点検業務及び排水処理施設維持管理業務も追加されるため大幅に増額になると想定される。
以上のことを踏まえ衛生管理、安全な稼働、効率的な運営の観点から、適切な委託料を設定する。

・管理運営費
施設設備等の点検を行い、適切な維持管理費の支出となるよう努める。
なお、現施設では、修繕費が大部分を占めているが、新施設では光熱水道費が大部分を占めると想定される。
要因としては、新施設では、冷蔵設備の新設に伴う電気料の増額と地下水から上水道へ変更することに伴う水道代の増額と想定している。

・職員給与費
新施設の建設工事事務のため臨時的にR2～R6は専属の職員を配置しているが、建設後の職員配置は予定していない。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	該当なし
投資の平準化	該当なし
広域化	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金	今後島内の運営協力金の導入を検討していく予定。
企業債	該当なし
繰入金	該当なし
資産の有効活用等による収入増加の取組	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	該当なし
管理運営費	該当なし
職員給与費	該当なし
その他の取組	該当なし

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	奄美の豚・山羊は、島独自の食文化を形成しており、島民にとって未来へ継承されるべき貴重な食材となっている。本施設は、地元の豚・山羊の生産者や個人を中心とした精肉小売店にとってなくてはならない施設であるとともに、台風常襲地帯である島民の食材確保のための施設としても重要な役割を担っている。島内での処理頭数は少ないため、採算をとることが困難であるが食の安心・安全を安定的に供給するため必要な施設である。
公営企業として実施する必要性	上述のとおり民間としてやり手が少なく、また、と畜場法第11条により、管理者は獣畜の解体について、施設の使用を拒むことはできないとしていることから公益性を持たなければならない、と畜場という特殊性から独立して公営企業として運営していく必要がある。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗状況等の評価・検証を実施し、5年をめぐりに見直しを実施する。その際、島内における飼養頭数の推移や新施設での維持管理費など、現段階で把握できていない詳細事項について反映させることで、計画の精度を高める。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々々年度	前々年度	前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
		(決算)	(決算)	(決算)													
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	7,563	7,982	7,564	9,669	13,112	13,441	23,943	24,037	24,037	24,035	24,939	26,546	28,152	29,893	
	(1)	営 業 収 益 (B)	2,276	2,226	2,158	1,946	2,190	2,190	17,546	17,973	18,399	18,826	24,939	26,546	28,152	29,893	
		ア 料 金 収 入	2,276	2,226	2,158	1,946	2,190	2,190	17,546	17,973	18,399	18,826	24,939	26,546	28,152	29,893	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他															
	(2)	営 業 外 収 益	5,287	5,756	5,406	7,723	10,922	11,251	6,397	6,064	5,638	5,209	0	0	0	0	
		ア 他 会 計 繰 入 金	5,284	5,753	5,403	7,720	10,919	11,248	6,397	6,064	5,638	5,209	0				
		イ そ の 他	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)	7,562	7,981	7,563	9,668	13,111	13,440	23,942	24,036	24,036	24,034	24,026	24,000	23,959	23,958
		(1)	営 業 費 用	7,534	7,963	7,555	9,668	13,008	13,008	23,007	23,007	23,007	23,007	23,007	23,007	23,007	23,007
			ア 職 員 給 与 費														
			ウ ち 退 職 手 当														
			イ そ の 他	7,534	7,963	7,555	9,668	13,008	13,008	23,007	23,007	23,007	23,007	23,007	23,007	23,007	23,007
		(2)	営 業 外 費 用	28	18	8	0	103	432	935	1,029	1,029	1,027	1,019	993	952	951
ア 支 払 利 息			28	18	8		103	432	935	1,029	1,029	1,027	1,019	993	952	951	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																	
		エ ち 資 本 費 平 準 化 債 分															
		イ そ の 他															
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	913	2,546	4,193	5,935	
資 本 的 収 入		1	資 本 的 収 入 (F)	862	862	27,790	68,591	265,202	734,623	0	0	0	996	3,976	8,224	8,224	8,224
		(1)	地 方 債				24,900	74,500	106,200								
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2)	他 会 計 補 助 金	862	862	12,675	58	74,674	106,294				996	3,976	8,224	8,224	8,224	
	(3)	他 会 計 借 入 金															
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金			15,115	43,633	116,028	522,129									
	(6)	工 事 負 担 金															
	(7)	そ の 他															
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	862	862	27,790	68,591	265,202	734,623	0	0	0	996	3,976	8,224	8,224	8,224
		(1)	建 設 改 良 費			26,926	68,591	265,202	734,623								
			ウ ち 職 員 給 与 費			3,739	6,248	20,210	16,099								
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	862	862	864		0	0	0	0	0	996	3,976	8,224	8,224	8,224
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金														
(3)		他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5)	そ の 他																
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度	前々年度	前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
		(決算)	(決算)	(決算)													
収支再差引	(E)+(I)	(J)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	913	2,546	4,193	5,935		
積立金	(K)																
前年度からの繰越金	(L)	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	1,159	3,705	7,898		
前年度繰上充用金	(M)																
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	1,159	3,705	7,898	13,833	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)																
実質収支	(N)-(O)	(P)	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	1,159	3,705	7,898	13,833	
		(Q)															
赤字比率	(Q)	(B)-(C)	× 100														
収益的収支比率	(A)	(D)+(H)	× 100		90	90	90	100	100	100	100	100	96	89	82	87	93
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)																
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	2,276	2,226	2,158	1,946	2,190	2,190	17,546	17,973	18,399	18,826	24,939	26,546	28,152	29,893	
地方財政法による資金不足の比率	(R)/(S)	× 100															
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)																
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)																
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)																
健全化法第22条により算定した資金不足比率	(T)/(V)	× 100															
他会計借入金残高	(W)																
地方債残高	(X)		1,726	864	0	24,900	99,400	205,600	205,600	205,600	205,600	204,604	200,628	192,404	184,180	175,956	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前々年度	前年度	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		(決算)	(決算)	(決算)											
収益的収支分		5,284	5,753	5,403	7,720	10,919	11,248	6,397	6,064	5,638	5,209	0	0	0	0
うち基準内繰入金															
うち基準外繰入金		5,284	5,753	5,403	7,720	10,919	11,248	6,397	6,064	5,638	5,209	0	0	0	0
資本的収支分		862	862	12,675	58	74,674	106,294	0	0	0	996	3,976	8,224	8,224	8,224
うち基準内繰入金															
うち基準外繰入金		862	862	12,675	58	74,674	106,294	0	0	0	996	3,976	8,224	8,224	8,224
合計		6,146	6,615	18,078	7,778	85,593	117,542	6,397	6,064	5,638	6,205	3,976	8,224	8,224	8,224